民事調停申立書

平成３０年９月３０日

●●簡易裁判所 調停係　　御中

〒●●●－●●●●

●●市●区●●町×丁目▲番■号

申立人　次州　進

上記法定代理人親権者父　次州羽々

上記法定代理人親権者母　次州真々

〒●●●－●●●●

●●市●区●●町×丁目▲番■号

相手方　株江太郎

申　立　の　趣　旨

相手方は，申立人に対し，相当額の金員を支払え

との調停を求める。

紛　争　の　要　点

１　当事者

　申立人は，●●市内の赤谷高校に通う高校生である。

　相手方は，●●市内で有料自習室「自習カフェ」を経営する個人である。

２　自習室利用契約等

（１）自習室利用契約

平成３０年４月１日，申立人は，相手方との間で，次の内容の自習室利用契約を締結した。

〔利用可能時間〕　平日　午後６時～１１時

〔料　　　　金〕　月額　８，０００円（税別）

申立人は，この自習室利用契約にもとづき，平成３０年４月１日から，平日はほぼ毎日「自習カフェ」を利用していた。

（２）ロッカー利用契約

平成３０年４月１日，申立人は，相手方との間で，料金月額１，５００円で「自習カフェ」に設置されたロッカーを利用する契約を締結した。

申立人は，ロッカー利用契約にもとづき，平成３０年４月１日から，問題集や辞書等の私物を「自習カフェ」内のロッカー内に保管していた。

３　申立人の問題集等の盗難

平成３０年８月１日，申立人が「自習カフェ」を訪れたところ，申立人が「自習カフェ」に持ち込んでいた問題集や参考書が，何者かによって盗難にあったことが発覚した。被害額は２万円である。

「自習カフェ」は２４時間営業であり，２３時から翌朝８時までは職員が常駐していないが，入口ドアがオートロックになっており，開錠するための暗証番号は利用者のみに知らされていた。

しかし，相手方に確認したところ，入口ドアのオートロックは１週間前の平成３０年７月２４日頃から故障しており，相手方は故障していることを認識していたにもかかわらず，その修理を怠っていたことを認めた。

なお，「自習カフェ」に防犯カメラは設置されておらず，窃盗犯は判明していない。

４　相手方の責任

相手方は，自習室利用契約及びロッカー利用契約にもとづき，「自習カフェ」内に置かれている申立人の問題集等を管理すべき義務があった。

具体的には，「自習カフェ」入口ドアのオートロックが故障した状態であるのを放置せず，これを修理し，第三者の侵入を防止すべき義務があった。しかし，相手方はその義務を怠ったために，第三者の侵入を許し，結果として申立人に損害を与えた。

５　結論

よって，申立人は，相手方に対し，債務不履行または不法行為にもとづき，損害賠償請求権を有するので，相当な賠償を求めたく，本調停申立てに至ったものである。

以上